

病床設置届出診療所について

平成31年1月31日
沖縄県医療政策課

1 病床設置届出診療所として認められた診療所の実績

- (1) 地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所（平成30年4月）→ 実績なし
- (2) へき地に設置される診療所 → 実績なし
- (3) 小児医療、周産期医療を提供する診療所 → 5診療所

2 病床設置届出診療所として認めるための手続き

- (1) 医療機関の設置者は、県（医療政策課）へ事業計画等を記載した協議書を提出
- (2) 地区医療提供体制協議会（地域医療構想調整会議）における事業計画の協議
- (3) 都道府県知事は、事業計画について沖縄県医療審議会の意見聴取
- (4) 都道府県知事は、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、通知
- (5) 医療機関の設置者は病床設置後10日以内に病床設置の届出を保健所へ提出

3 病床設置届出診療所における病床設置の現状

診療所の区分	診療所名	病床数	病床設置届出日	二次医療圏
周産期医療	空の森クリニック	18	平成26年10月8日	南部
周産期医療	安座間産婦人科	16	平成27年9月9日	南部
周産期医療	仲地レディースクリニック	2	平成28年10月7日	南部
周産期医療	奥平産婦人科医院	13	平成29年5月29日	宮古
小児医療	（仮）KuKuruクリニック	5	未整備	南部
合計		54		

4 病床設置届出診療所として認める基準

- (1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
次のアからキのいずれかの機能を有し、かつ地域における医療需要を踏まえた診療所
 - ア 在宅療養支援診療所の機能
 - イ 急変時の入院患者の受入機能
 - ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
 - エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入を行う機能
 - オ 当該診療所内において看取りを行う機能
 - カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔を実施する機能
 - キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能
- (2) 周産期医療を提供する診療所
 - ・ 産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱い、周産期医療を行う診療所
 - ・ 地域において良質かつ適切な医療を提供されるために特に必要な診療所
- (3) 小児医療を提供する診療所
 - ・ 小児科を標榜し、小児の入院医療を行う診療所
 - ・ 地域において良質かつ適切な医療を提供されるために特に必要な診療所
- (4) へき地に設置される診療所
 - ・ 無医地区又は無医地区に準じる地区に所在し、入院機能を必要とする診療所
 - ・ 地域において良質かつ適切な医療を提供されるために特に必要な診療所